

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成30年6月28日

提出者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 佐藤徹哉

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から7年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われている。平成30年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、52億円が予算化されている。

この事業を通して、幼稚園児の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されている。

政府の基本計画により、被災地に対する「集中復興期間」は平成27年度で終了し、平成28年度からは「復興・創生期間」となった。平成28年3月11日に閣議決定された「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の「具体的な取組」の中にも「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とある。

本事業の対象家庭は、全国47都道府県すべてに上る。福島県では、平成29年10月時点で約1万8千人の子どもたちが県内外で避難生活を送っている（福島県こども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続による就学支援は非常に重要である。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧される。

こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、行き届いた支援が保障されることを求めるものである。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成31年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

郡 山 市 議 会